

Q&A集

1. 新助成制度の概要について

Q1 ; そもそも「コンソーシアム」とはどのような意味ですか？

A1 ; コンソーシアム (Consortium) は、「大プロジェクトの達成などのために複数の企業等が一時的に形成するグループ」を意味しますが、本助成制度では、技術開発・商品開発を推進する企業とその企業との契約に基づいて研究開発を行う大学・公設研究機関等とによって形成されるコンパクトなコンソーシアムを想定しています。

Q2 ; コンソーシアムを組む大学・公設研究機関等に制限はありますか？

A2 ; 機関の種類としては、主に理工系学部・専攻科を持つ国公立・私立大学、工業高専および国公立の研究機関(産業技術研究所・工業技術センター等)を想定しています。しかしこれら以外の大学・学部等との連携ももちろん可能です。

Q3 ; 公設研究機関の定義は何ですか？

A3 ; 府立(県立)、市立の工業研究所や、国立(特殊法人などを含む)の研究機関を主な対象と考えていますが、一律の定義はありませんので申し込みの前に事務局までご相談ください。

Q4 ; 採択された研究について公開するとの事ですが、どの程度公開するのですか？できれば研究内容は伏せておきたいのですが。

A4 ; 企業名・プラン名・連携大学(研究所)については公開の予定です。新聞等に公開する事により、ビジネスマッチングや資金調達など申込者にとっても大きな効果があるものと考えています。しかし、企業名、研究プラン等を非公開にされたという場合、個別に公開内容についてもご相談させていただきますので、遠慮なくお申し出下さい。

2. 応募資格について

Q5 ; 制度の目的に「中小企業を積極的に応援」とあるが、中小企業の定義は何ですか？また中小企業でない場合申込はできないのですか？

A5；中小企業の定義については、中小企業基本法に準拠しております。しかし、この範囲外であっても申し込みは可能です。中小企業を主たる応募対象と想定しているとお考え下さい。

参考 中小企業の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

Q6；大阪府・兵庫県・京都府に主たる事業所を置くとはどういうことですか？

A6；本店登記が3府県以外の場合も、本社機能、生産拠点などが大阪府・兵庫県・京都府に存在するのであれば申し込みは可能です。しかし、ペーパーカンパニーあるいは形式上本支店を有するような場合は対象外とさせていただきます。

Q7；設立後半年のベンチャー企業ですが、申込は可能ですか？

A7；可能です。添付いただく財務諸表は創業後決算未到来企業につきましては、経過時点での試算書でも結構です。創業1年以上で決算が確定していましたら、確定分の財務諸表の御提出をお願い致します。

Q8；大学が助成金を申し込むことは可能ですか？

A8；できません。助成金は、技術開発・商品開発を推進する企業に交付され、大学・公設研究機関等は、その企業と締結した契約に基づいて共同研究分担金・受託研究費等を受領することになりますので、連携を計画している企業にお勧めください。

Q9；大学発ベンチャーを創業予定の個人です。助成期間中に法人成りする予定なのですが、とりあえず個人での申込は可能ですか？

A9 ; 可能です。ただし助成期間中に法人成り、合併など申込者に重要な変更事項が生じた場合はその旨速やかにご報告ください。

Q10 ; 当社は赤字決算だったのですが、審査等で不利になることはありませんか？

A10 ; ありません。研究プラン内容等により将来の事業性を評価することが主眼であり、ご提出いただきます財務諸表についてはあくまでも参考資料として位置付けさせていただきます。

Q11 ; 当社は他の制度の助成金もいただいているのですが応募は可能ですか？

A11 ; 可能です。ただし受給する助成金の総額が研究開発費総額を超えることはできませんので、申込書にその交付元、金額等を記入ください。

Q12 ; 当社は創薬研究を行うバイオベンチャーです。当社のような業種の場合、2年以内に研究から商品化にこぎつけることは実質不可能です。応募はできないでしょうか？

A12 ; 応募は可能です。ただし2年以内に達成可能なサブテーマを設定していただき、その時点での有用性や市場性を評価、さらには地域貢献度なども加味して総合評価させていただきます。

3. 助成金の使途、金額、支払方法などについて

Q13 ; 助成金額はどのように決定されますか？

A13 ; 詳細については、ヒアリング時に確認させていただく予定ですが、申込書にできるだけ詳しくご記入ください。また、連携研究機関の（共同・委託）研究規程をご提出ください。

Q14 ; 資金使途の見積書は必要ですか？また助成金受取後に領収証の提出も要求されるのですか？

A14 ; 見積書の提出は不要です。ただし申込書の内訳書に詳細を記入ください。助成金受取後の領収証の提出も原則必要ありません。

Q15 ; 当社はすでに大学との共同研究を行っており、大学への分担金も支払済みです。
過去の共同研究費用についても助成していただくことはできますか？

A15 ; できません。但し共同研究が助成対象期間（平成 21 年 4 月以降）にわたって継続
予定のものであれば、対象期間中の共同研究費用については支給可能です。

Q16 ; 支払手続に関して共同研究等の契約締結後に助成金が支給されるとのことですが、
研究期間が 2 年間に亘り、助成金支給が 2 年間に分割される場合、どのような手続と
なるのでしょうか。

A16 ; 1 年度目および 2 年度目の各年契約締結後に、助成金の支給となります。従って、1
年度目および 2 年度目ともに契約締結完了後、当該契約書コピーをご提出ください。

以上